

# 長嶺地域コミュニティ協議会だより

平成22年2月24日 安心安全部主催「防火座談会」特集号  
発行 長嶺地域コミュニティ協議会広報部 発行責任者 丹羽 仁(☎243-0318)

平成22年2月24日(水)東地区公民館で、安心安全部主催による防火座談会が開かれました。  
参加者29名 消防署3名 計32名 講師に新潟市中央消防署 本間嗣雄 沼垂出張所長  
において頂き「火災の原因と防火対策」「住宅火災警報器の設置状況」について講演して頂きました。

## 火災の原因として

- 消したつもりで灰皿よりゴミ袋に入れたタバコが燃え出して火災になる
- コンロに火を点けたまま、電話に出たり 来訪者の相手をしたりして火から離れてしまい火災になる
- ストープの上方に乾してある洗濯物が落ちて火災になる
- 永い間差しっぱなしにしてあるコンセントの埃が湿気を帯びショートして火災になる

以上の原因があるそうです。ほんのチョットした油断が取り返しの付かない大惨事となります。  
火から離れる時は必ず消火するように心掛けて行きましょう。



本間嗣雄 沼垂出張所長



ビデオを併用しての講演



メモを取りながら熱心に聞き入っていました



## 住宅用火災警報器があなたの命を守ります!

### 住宅用火災警報器とは?

火災により発生する煙や熱を感知し  
音声や警報で住居者に火災の発生を  
いち早く知らせるものです

### 新築する住宅

平成18年6月1日から設置が決められました。

### 今お住まいの住宅

平成23年5月31日までに設置が必要です

### なぜ必要なのでしょう?

毎年、住宅火災による死者が多発しており、死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。  
また、住宅火災による死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後の高齢化社会の進展にともない、さらなる増加が懸念されます。このような状況から、消防法が改正され**住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。**

### どこに設置するのですか?

☆寝室に設置します

☆2階以上に寝室がある場合は階段にも必要です

☆寝室が3階以上の場合は寝室のある階から2階下がった階段にも必要です

☆4畳半以上の居室が5つ以上ある階には、廊下にも必要です

火災警報器に付きましては、皆さん ほとんどの家では付けられていると思いますが、来年5月31日までということなので、付けておられない方は早目に付けてもらうという事と、家の構造によっては付け方も違うという事なので、そういうことも含めて早目に付けて頂きたいと思います。

火災は出さないという事がいちばん根本ですが、出してしまったら早目に逃げていただき、その為に人の命 人命をいちばん大事にしたいという事だと思います。

そういう意味で早目に火災警報器の設置をお願いしたいと思います。

放火による火災も起きていますが、燃えやすい物は家の周りに置かないようにし、長嶺コミ協の地域におきましては常に声の掛け合いをするという事がいちばんの基礎となることではなかろうかと思っています。

安心安全部長 加藤孝雄

